

令和7年度の割戻金について

日頃より J A 共済をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

さて、現在ご契約いただいております J A 共済の共済掛金は、契約期間中の運用利息や、共済金として支払われる金額などを契約当時にあらかじめ見込んで設定しております。

従いまして、あらかじめ見込んだものと実際の運用収益との差、または支払共済金との差などにより剰余が生じた場合には、ご契約の内容に応じて皆さまに割戻金としてお支払いすることとなっております。

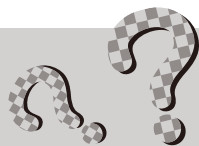
J A 共済連では、皆さまからお預かりした共済掛金の効率的な運用や経営の効率化に鋭意努力しておりますが、近年多発する大規模自然災害による共済金支払の影響や、長期的な低金利が継続する運用環境から、ご契約の内容によって割戻金をお支払いできない場合や、割戻金の減少によって実際に払い込んでいただく共済掛金が前年度より増加する契約がありますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご契約時の共済掛金（表定掛金）を超えることはありません。

また、J A 共済では、巨大な災害リスクなどに備えるため、異常危険準備金の積立や、海外再保険の実施などによって、将来の満期共済金や事故共済金の支払いに対して十分に備えており、皆さまとお約束した保障を長期にわたって確実に提供できる備えができております。

今後とも、経営の効率化や長期安定的な資産運用を図ることにより、ご契約者の皆さまの信頼に応えるべく、より安心・安全な J A 共済として最大限の努力を払ってまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

裏面もご覧ください



割戻金とは



JA共済では、皆さまからお預かりした共済掛金のうち、満期などのお支払いに備えて積立てておく積立金の利息や、共済金として支払われる金額など、あらかじめ見込んで共済掛金を設定しております。

そのため、予定（予定危険率・予定事業費率・予定利率）された収支と、実際の収支に剰余が生じた場合、皆さまに割戻金としてお支払いしております。

具体的には、次の3つの要素について剰余が発生した場合、合計（通算）して割戻金を求めています。

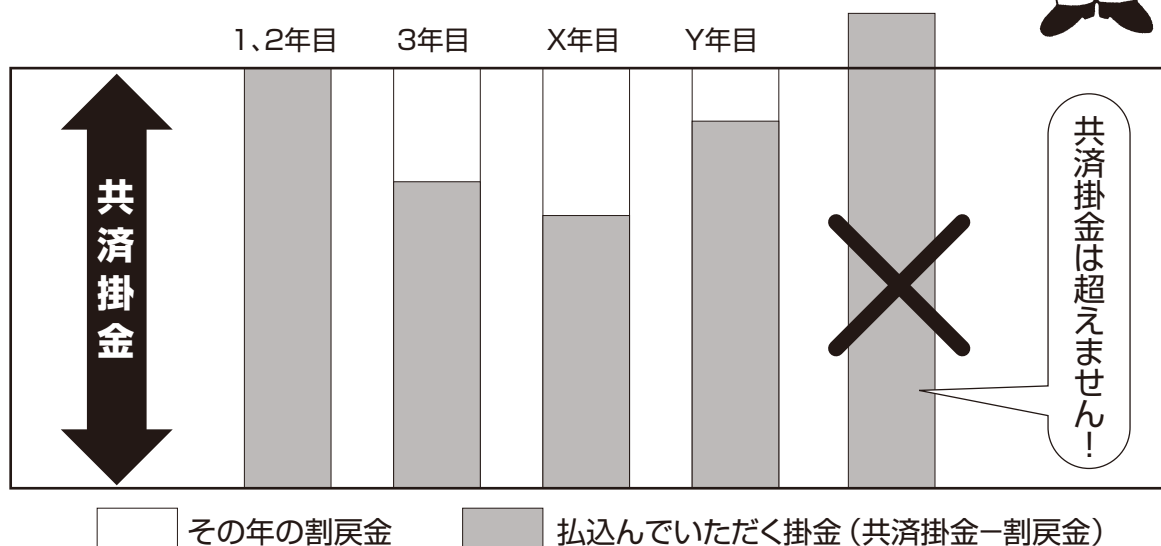
1. 実際の共済金の支払が予定より少ない場合（予定危険率＞実際の危険率）
2. 実際の事業費が予定より少ない場合（予定事業費率＞実際の事業費率）
3. 実際の運用利回りが予定より高かった場合（予定利率＜実際の運用利率）

Point 1

払込掛金は契約時の共済掛金（表定掛金）を超えることはありません。

Point 2

割戻金相殺払いの場合は割戻金変動し払込掛金は増減しますが、ご契約内容が変わることはありません。



たとえば、共済掛金が10万円で、割戻金が3千円の場合は、9万7千円をお払込みいただきます。（割戻金相殺払いの場合）

注）平成16年度以降にご加入いただいた建物更生共済「むてき」・「むてきプラス」は5年毎割戻し方式となっております。

注）令和6年度以降のご契約については、割戻金相殺払いが廃止されています。